

平成19年 9 月 7 日（金曜日）

出席議員（16名）

議 長	渡 辺	旺 君		8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	北 川	進 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	清 水	文 雄 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	水 口	裕 子 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君			山 田	吉 弘 君
副 町 長	浅 田	裕 君			北 川	真 由 美 君
教 育 長	浜 田	寛 君			川 口	克 則 君
総 務 部 長 兼まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君			宮 崎	裕 子 君
町民福祉部長	夷 藤	涉 君			八 田	精 三 君
都市整備部長	中 本	英 夫 君			黒 田	邦 彦 君
消 防 長	島 田	敏 郎 君			荒 家	良 樹 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 丸	信 也 君			黒 田	孝 雄 君
総 務 部 長	田 中	徹 君			中 西	昭 夫 君
総 務 課 長	島 田	睦 郎 君			北	雅 夫 君
総 務 部 参 事	向	貴 代 治 君			出 川	常 俊 君
総 務 課 長	橋 本	稔 君			東	耕 三 君
まちづくり政策部 企画財政課長						

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第1号）

平成19年9月7日 午後2時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第75号 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第3号）

議案第76号 平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）

議案第78号 平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 平成19年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第80号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

議案第81号 政治倫理の確立のための内灘町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 内灘町税条例の一部を改正する条例について

議案第83号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第84号 内灘町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について

議案第85号 内灘町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第86号 字の名称の変更及び小字の区域の廃止について

認定第1号 平成18年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成18年度内灘町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成18年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成18年度内灘町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成18年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成18年度内灘町水道事業会計決算認定について

提案理由の説明

議会議案第7号 内灘町決算特別委員会の設置について

選任第7号 内灘町決算特別委員会委員の選任について

開会・会議

午後2時00分開会

議長【渡辺旺君】 議員の方、執行部の方、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成19年第3回内灘町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長【渡辺旺君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番川口正己さん、4番藤井良信さんを指名いたします。

会期の決定

議長【渡辺旺君】 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月14日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月14日までの8日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

諸般の報告

議長【渡辺旺君】 日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご

承願います。

次に、監査委員から平成19年5月分、6月分、7月分の例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

議案一括上程

議長【渡辺旺君】 日程第4、議案第75号平成19年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から議案第86号字の名称の変更及び小字の区域の廃止についてまで及び認定第1号平成18年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号平成18年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの21議案を一括して議題といたします。

なお、今定例会に提出された議案につきましてはお手元に配付してあります議事日程第1号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

提案理由の説明

議長【渡辺旺君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 本日ここに、議員各位のご参集をいただき、平成19年第3回内灘町議会定例会が開かれるに当たり、町政の概要と提出議案の概要についてご説明申し上げ、議員各位と町民の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存ずる次第でございます。

提案理由の説明に先立ち、去る7月16日に発生した新潟県中越沖地震において被災され、とうとい命を落とされた方々のご冥福をお祈りすると同時に、この地震で重軽傷を負われた方々や家屋などを喪失、損壊された多くの方々に対し、心からのお見舞いを申し上げるものであります。

この上は、被災地の速やかな復興が図られ、被災された方々に一日も早く安寧な日々ので

ることを願うものであります。

去る8月20日未明、本町と金沢市北部地区で大雨があり、本町では大根布、鶴ヶ丘、向粟崎地区を中心に、床上浸水5棟、床下浸水31棟という大きな被害が発生をいたしました。この浸水被害に遭われた町民の皆様には、衷心よりお見舞いを申し上げます。

この大雨は、時間当たりの雨量が74ミリという想定をはるかに超える集中的な豪雨であり、既存ポンプ施設の排出能力を超えたことから大きな被害が生じたものであります。

こうした浸水被害を未然に防止するため、来年3月の竣工を目指して、目下、大根布バイパス管の整備事業を進めているところでありますが、今後はこの大根布バイパス管工事を早期に完成させて、地域の皆様に一日も早く安心していただきたいと考えております。

また、本町において二度とこうした浸水被害を生じさせないため、引き続き浸透貯留施設の整備や雨水調整池の設置といった雨水処理関連事業も総合的に実施したいと考えております。そのため、事業実施に不可欠な国庫補助財源を確保するため全力でこれに取り組む所存であります。

さて、昨日、おかげをもちまして内灘中学校校舎改築工事の起工式を挙行することができました。昭和35年に建設されて以来、ほぼ半世紀を経た内灘中学校校舎は、耐震力の不足から早急な改築の必要に迫られておりましたが、このたび、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力により、待望の耐震化改築事業に着手することができました。

この事業は、老朽化した旧校舎5,967平方メートルを取り壊し、新たに6,797メートルの新校舎を建設するもので、平成19年度から20年度にかけて総事業費約20億5,000万円もの巨費を投ずるものであります。折からの厳しい財政事情の中ではありますが、本町の未来を担う子供たちが安全な学校施設で安心し

て学べる教育環境を整えることは、私たちの世代に課せられた厳粛な使命であり、また重要な責務であると思っております。

もとより、本町教育環境の充実につきましては、マンモス化した内灘中学校を2校化することが最重要な課題であり、避けて通れない事柄ではありますが、老朽化して耐震力を欠いた校舎の建てかえは、それに優先して取り組むべき緊急な事業であると考えているところであります。

さて、近年における急速な高齢化の進展あるいは障害を持った方々の社会参加の増大は、今や我が国社会に共通した基礎的な流れとなつてまいりました。それに伴い、地方自治体にとっていわゆる移動制約者のための移動手段を確保することは、住みよい地域づくりを進める上で欠くことのできない課題となつてまいりました。

全国的には、平成7年度の武蔵野市における「ムーバス」の導入や、平成10年度の金沢市における「ふらっとバス」の導入以来、いわゆるコミュニティバスが全国各地で運行されるようになりました。石川県内におきましても、現段階で19市町のうち13市町でコミュニティバスが導入され、また残りの自治体でも本町ともう1団体を除いては、何らかの形で自治体運営の公共バスが走るという状況となつてまいりました。

本町におけるコミュニティバスにつきましては、さきに北鉄金沢中央バスが民間事業者の立場から町内を循環運行させた「おーしゃんループバス」がありましたが、本年3月末をもってその試行運行は終了いたしました。

しかし、こうしたコミュニティバスの町内運行を求める声が南部、北部といった地域を問わず高齢者を中心に根強くあったことから、昨年10月に学識経験者や運輸行政関係者、さらには町民等からなる公共交通等検討委員会を設置して方向性についてご審議していただき、また本年5月からは地域公共交通会議を

設けて地域における輸送サービスの具体的なあり方についてご審議をいただいております。

今般、そうしたご審議をいただいた中で、町が事業主体となるコミュニティバスの運行実証実験を予定することといたしました。

コミュニティバスは、全国の自治体で広く導入が進められているものではありませんが、そこには共通した特徴があります。1つは、交通弱者の数が少なからずあるにもかかわらず、道路の狭隘や需要が小さいなどの理由により、通常のバス路線を導入することが困難な地域を対象としていること。2つ目には、サービス内容に比して低廉な運賃設定がなされていること。このような事情からその運行実態は、ほとんどが赤字基調となっていることとあります。

しかし、いかに財政事情が厳しい中とはいえ、例えば本町北部地区のように、公共交通機関としての路線バスの減便が進み毎日の買い物や通院などにも不便を生じつつある地域の交通環境を改善することは、住民生活の基礎的な条件を守る上での急務であると思っております。

いずれにいたしても、高齢化等により移動制約者が増加する時代を迎え、この町で生き生きと暮らし、安心して老いることのできるまちづくりを進めるためには、住民の生活を支えるための交通手段の確保は不可欠であり、その自治体の大切な課題であると思っております。

次に、今月1日から旧宮坂保育所の施設を活用した宮坂学童保育クラブがオープンいたしました。これは、本町が推進している子育て支援施策の一環として開設したもので、内灘学童保育クラブが入所児童の増加によって施設の狭隘化に直面していたことから、宮坂・白帆台地区の児童を対象に分離したものであります。

この施設の開設によって、狭隘な施設で不

自由な生活を余儀なくされていた子供たちが、今後は両施設ともより広い環境で伸び伸びとした放課後生活を送ることができることとなったのであります。と同時に、宮坂・白帆台地区の保護者にとりましては、学童保育施設が住居の近くに立地したことにより、これまで以上に安心して子供たちを入所させることができるようになり、本町における子育て環境のさらなる充実に連なるものと思っております。

それでは、ただいまから提出議案に対するご説明を申し上げます。

議案第75号 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,458万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ85億5,336万1,000円とするほか、債務負担行為の追加及び地方債の変更をあわせて計上するものでございます。

補正の主な事業といたしましては、議会費関係では、各常任委員会等の先進地視察に係る特別旅費等を計上いたしました。

総務費関係では、コミュニティバス導入に係る運行事業費及び、バス停設置工事費等を計上いたしました。

今回導入予定のコミュニティバスにつきましては、内灘町役場を発着点として、町内全域を南部、北部、中央の3ルートに区分し、平成20年度2月から2年間の実証実験運行を経て、平成22年の本格導入を目指すものでございます。

民生費関係では、福祉センターの湯温調整システムの不良等による改修工事費等を計上いたしました。

衛生費関係では、本年6月に東京都で発生した温泉利用施設のガス爆発事故を踏まえまして、本町の源泉施設におきましても同一種類の事故防止対策として、今回、ガス検知器の設置及びポンプ室の換気対策等、関係工事費等を計上いたしました。

土木費関係では、さきの能登半島地震や新

潟県中越沖地震等を教訓として、木造建築物の耐震化を促進するため、内灘町耐震改修促進計画策定に係る費用等を計上いたしました。

この内灘町耐震改修促進計画につきましては、建築基準法が大幅に改正されました昭和56年以前に建てられました木造建築物を対象として、その現状と耐震化の目標設定及び、実施計画等を策定し、今後、本計画に基づく耐震診断、耐震改修に係る費用負担について、石川県の耐震助成制度の活用及び利用促進を図るものでございます。

また、道路新設改良事業につきましては、舗装工事並びに排水路の改修工事費等を計上いたしました。

そのほか、除雪対策費として、鶴ヶ丘2丁目地内における消雪施設整備工事費並びに幹3号向粟崎線の消雪管改修工事費等を計上いたしました。

教育費関係では、内灘中学校の部活動に対する全国大会等の出場補助金等を計上いたしました。

債務負担行為の補正につきましては、コミュニティバスの運行事業に係る平成20年度から平成24年度までの運行費用として、1億4,848万円を限度に債務負担行為の予算措置を講じるものでございます。

地方債の補正につきましては、臨時財政対策債に係る限度額の変更措置を講じるものでございます。

以上が今回の補正予算の大要でございますが、地方交付税、国庫支出金、前年度繰越金などを充てることとしているほか、地方交付税の大幅な予算超過等により、財政調整基金の取り崩しを1,000万円余り取りやめるといたしました。

議案第76号 平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、使用料収入の増額に伴う財源組み替え措置等を講じるものでございます。

議案第77号 平成19年度内灘町新エネルギー

事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、落雷被害の保険金収入による財源組み替え並びに余剰金の基金積立金など所要の補正であります。

議案第78号 平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度給付費等の精算並びに老人保健拠出金の確定等に伴う所要の補正であります。

議案第79号 平成19年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、向陽台浄水場における新たな水源確保のためのさく井工事費並びに前年度決算に基づく減価償却費の精算等、所要の補正であります。

続きまして、条例その他の議案につきましてご説明いたします。

議案第80号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例につきましては、日本郵政公社が本年10月より民営化されることに伴い関係条例を整備するものでございます。

議案第81号 政治倫理の確立のための内灘町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきましては、郵政民営化及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正をするものでございます。

議案第82号 内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、郵政民営化に伴う郵政民営化に伴う所要の改正及び入湯税について税率を区分するとともに、課税免除要件の規定を整備するものでございます。

議案第83号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法等の改正に基づき、一部負担金の改正をするものでございます。

議案第84号 内灘町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例につきましては、事務の合理化のため運営委員会を廃止するものでございます。

議案第85号 内灘町火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、建築基準法等

の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正をするものでございます。

議案第86号 字の名称の変更及び小字の区域の廃止につきましては、内灘北部地区土地区画整理事業の進捗に伴い、宮坂の一部を白帆台1、2丁目に変更するとともに、小字の区域の一部を廃止するためのものでございます

次に、認定に関するものでございます。

認定第1号から認定第9号までの9件の認定につきましては、平成18年度内灘町一般会計、特別会計、水道事業会計の決算認定に関する案件でありまして、それぞれ監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以上が、今回提案いたしました議案につきましての提案理由並びにその概要でございます。何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。私の説明を終わります。

どうもありがとうございました。

議長【渡辺旺君】 提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長【渡辺旺君】 これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案等の委員会付託

議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号平成19年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から議案第86号字の名称の変更及び小字の区域の廃止についてまでの12議案は、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

次に、今期定例会までに受理しました陳情第1号、陳情第2号及び請願第2号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしますので審査願います。

決算特別委員会の設置

議長【渡辺旺君】 日程第5、議会議案第7号内灘町決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号平成18年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号平成18年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの各決算9件については、お手元に配付の案のとおり7人の委員をもって構成する内灘町決算特別委員会を設置して、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までの各決算9件は、7人の委員をもって構成する内灘町決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

決算特別委員会委員の選任

議長【渡辺旺君】 日程第6、選任第7号内灘町決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました内灘町決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いません。これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町決算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

散 会

議長【渡辺旺君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明8日から9日までの2日間は議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、明8日から9日までの2日間は休会とすることに決定をいたしました。

次回の本会議は10日午前10時から開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時26分散会